

令和4年度 第3回東久留米市立図書館協議会 会議要録

日時 2023（令和5）年1月25日（水）午前10時～午前11時27分
会場 東久留米市立中央図書館2階多目的室
出席 （以下敬称略）
図書館協議会委員：安形輝（委員長）、
齋藤実、菅沼法子、青野正太、佐藤尚子、山本久美子、酒井量基
市：島崎図書館長、図書館主査、図書館主任
指定管理者：中央図書館長兼統括責任者、中央図書館図書サービス責任者、
滝山図書館長、ひばりが丘図書館長、東部図書館長
欠席 図書館協議会委員：澤井康郎（副委員長）、下田大輔、矢部晶代
傍聴者 3名

1. 開会

2. 報告事項

①令和4年度第2回図書館協議会会議要録（案）について

委員長 次第2、報告事項に入ります。はじめに図書館長より協議会の会議要録（案）の説明をお願いします。

図書館長 事前に委員の皆様には第2回協議会の会議要録（案）をご確認いただいたところですが、修正の連絡はいただけていません。本日配付の内容で、改めて訂正がないようでしたら、本日の協議会において承認いただいた後に市・図書館ホームページで公開する予定です。

委員長 改めてご覧になって、何かありましたら協議会の終了時まで適宜いただければと思います。それでは、基本的には承認を得られたこととして進めたいと思います。

3. 協議事項

①選書・除籍の実績評価について

委員長 次第3、協議事項、①選書・除籍の実績評価についてです。図書館長より説明をお願いします。

図書館長 資料2をご覧ください。今回は令和4年度選書・除籍の実績評価について、評価フロー中の「Ⅲ実績評価」を行います。図書館から報告を受けた選書・除籍の実績を評価していただきます。2枚目をご覧ください。評価については本日の会議での意見のほかに3枚目に付けている様式で2月15日までに事務局に提出してください。次に資料3が選定について説明したもので、資

料4からが令和4年度選書・除籍についての報告です。1ページ目の1点目に選書を行う前提として4つ挙げています。2点目として令和4年度の選書の方向性について定めたものが5つあります。1つ目が図書館利用拡大のための選書、2つ目が各主題において情報活用やリテラシー獲得を進める基本的な資料の選書、3つ目に基本図書（一般書）の充実について、4つ目に児童書の買い替え、5つ目に誰もが利用可能なユニバーサル資料の拡充について、いずれも実績と評価・課題をまとめています。3点目に市が担当した業務として1つ目が地域資料、2つ目が参考図書、3つ目がハンディキャップ資料、いずれも実績と評価・課題をまとめています。4ページ目に除籍について実績と評価・課題をまとめています。5ページ目に令和4年度資料収集計画の実績と自己評価として、指定管理者で立てた収集計画に基づいて、それぞれの自己評価、課題についてまとめたものです。重点目標として働く世代、子育て世代にむけた選書、公共図書館としての基本資料の充実、児童書、滝山・ひばりが丘・東部の各図書館について、いずれも評価・課題をまとめています。8ページ目に令和4年度資料収集計画を参考として添付しています。資料5は重点目標、各地区館、中央図書館部門別選定のそれぞれの取り組みと評価・課題についてまとめたものです。資料4と委員の皆様からの意見をまとめたものを図書館協議会からの実績評価としてとりまとめ、後日各委員の皆様を確認いただいた後、委員長一任で決定をして図書館ホームページに公開していきたいと考えています。

委員長

館長からの説明を受けて質問・意見等ありますか。

委員

選書・除籍について（報告）の2点目のところで、令和4年度の選書の方向性の中に図書館利用登録率が市民の8.1%程度とありますが、全国平均はどれぐらいですか。これはかなり低いものと考えていいですか。

委員長

日本の図書館の統計などに登録率は出ているのですが、各館の登録率の定義に結構違いがあります。図書館によっては登録者をずっと計上していたり、一定程度で利用がないと計上しないなどさまざまな方法があるので、登録率の比較は思った以上に難しいところがあります。同じような運用をしている近隣自治体の登録率との比較はできると思います。

図書館長

東久留米市の場合ですと、年間に1冊以上借りた方で登録率を出しています。

委員長

多分低くなるタイプの登録率の考え方ではないかと思います。

委員

東久留米市の図書館利用者カードは、有効期限があるのですか。

中央図書館長

3年です。

委員

3年間で切れた人も登録率に入らないし、なおかつ年1冊以上借りていない方も入らないということですね。

中央図書館長

おっしゃる通りです。

- 委員** これはかなり低くなっている数値だと考えて大丈夫ですか。私はこれを見たときにこんなに低かったのかと思って驚いたので、これが全国で見るとどれぐらいのレベルなのかと思って質問しました。
- 委員長** ただ一方で、貸し出しが年1回以上ある場合として運用している所も結構あるので、そこと比べることはできると思います。
- 委員** 統一しようという動きはないのですか。
- 委員長** 自治体によって図書館の予算を獲得する際に登録率になるべく高い形を取りたいところがありますので。
- 委員** 東久留米市でもこの登録率を見せてしまうと、それだけしか利用していないのであれば予算を回す必要がないという判断にならないでしょうか。そうすると数値をもう少し甘めの判断基準にした方がいいのではないかと思います。
- 委員長** 一方で登録率を甘めにしてしまうと今度は実際の利用における評価の際にすごく多くの人が登録しているのにそのうちの数パーセントしか貸し出しがないとなり、貸し出しサービスが低調じゃないかという話にもなってきます。バランスが難しいところですが、そういうことを言っているとなかなか分かりにくい評価になってしまうということがあります。
- 委員** これをホームページ上に公表するときはもう少し説明を加えた方がいいのかもしれないですね。そんなに利用されていないのならいいのではと思う方もいるかもしれないので。
- 委員長** 登録率の所に注記を書いておいた方がいいかもしれません。
- 図書館長** 図書館の利用状況自体は、「社会教育のあらし」などいろいろなところで貸し出し冊数や登録率などを公表しています。確かにこれだけを見ると分かりにくいところがあります。
- 委員** 令和2年度の登録率は8.1%ですが、第1回の協議会の資料を見ると、令和3年度は11.9%でした。令和3年度の数値を使った方がいいのではないかと思います。
- 委員長** 他にいかがですか。
- 委員** 選書の方向性の5つ目、誰もが利用可能なユニバーサル資料の拡充について、同資料を借りてもらえるようにPRしているのでしょうか。
- 図書館長** 今ですと、中央図書館2階の展示コーナーでの展示をしています。1階では常設で貸し出しできるバリアフリー資料コーナーを設けています。また、今年度はバリアフリー資料をセットにして特別支援学級がある小学校に貸し出して使ってもらおう試みを行っています。
- 委員** 特別支援学級だけではなく都立の特別支援学校もありますよね。
- 図書館長** 特別支援学校からは読み聞かせの相談をいただいているのですが、そういつ

た中で、いろいろな提案をしていけたらとは考えています。

委員

資料が増えていることもお伝えできていますか。

図書館長

はい。

委員長

除籍に関してですが、多摩地域では共同保存図書館として、ラストワンコピーを保存するような活動がありますよね。それについて記述が見当たらない気がするのですが。つまり除籍の前に「タマラス」を使っていますか。

図書館長

「タマラス」を使って確認しています。

委員長

国立国会図書館が納本図書館として日本の出版物を保存していますが、すべての資料が収集保存できるわけではないので、多摩地域で1・2冊しか持っていない資料に関しては調査を行って、それを除籍対象から外すことをしています。そうすることで多摩地域での最後の1冊を除籍することがなくなります。それは除籍の評価に関わることですが、きちんとやっているということですね。

図書館長

「タマラス」は活用しています。

委員

地域の方の自費出版本などは、ある程度は取っていますか。

図書館長

出版した方に持ってきていただいたものは受け入れる場合もあり、選書の会議の中で可否の判断をしています。

委員

どういう判断で除籍するか自費出版本に関しては難しいと思ったのですが、それを除籍することもありますか。

委員長

寄贈を受けるかどうか、選書の段階で、かなり慎重な検討が行われるのではないかと思います。今はいろいろな方法で出版できますので、皆さんが思っている以上に自分が書いた本を図書館に置いてほしいという要望はあります。

委員

地域のことをしっかり研究した論文的なものもあると思います。東久留米にしかないものだと思いますので、それを判断して除籍せずになるべく残した方がいいと思います。

委員長

例えば郷土資料のような地域資料という形で入れば、除籍の対象からかなり外れるタイプの資料になっていくのかと思いますが、そのような理解でよろしいですか。

図書館長

一般的な本と地域資料として受け入れたものとは、また判断が違ってきます。

委員長

積極的に地域の公共図書館として残すという判断はされているのかなと思います。

委員

そういう場合には国立国会図書館に納本するのがいいと思います。そうすると地域資料とは認められなかった場合でも、資料としてあるいは出版物として国立国会図書館の方で受け入れるはずです。

委員長

今、国立国会図書館が持っていない資料について、それぞれの公共図書館や

大学図書館がデジタル化をした場合、電子的な納本に関して、努力義務ぐら
いまでになっていたと思います。ただし、デジタルアーカイブを作るとなると
費用が掛かるので、それは国立国会図書館が負担するわけではなく、それ
ぞれの地域でデジタル化をしたものを納本することが望ましいという形に去
年からなったはずです。公共図書館がデジタルアーカイブを作る予算が措置
された場合、真っ先に郷土資料・地域資料が対象になると思うので、もしデ
ジタル化をするのであれば、電子化されて国立国会図書館に納本されると、
国立国会図書館のデジタルコレクションの利用の枠組みで利用者が無料で利
用できるようになります。公共図書館としてはデジタル化をもしるのであれ
ばそちらも考えてもらいたいと思います。

委員 その話の続きになりますが、地方の公共図書館として強みを持っていた方が
いいと思います。東久留米ならではのコレクションをすることで、市外から
も来てもらえる機会が増えるのではと思います。湧水の資料などいろいろあ
ると思うのですが、また別の文化的な漫画家の話や小説家の話であったり、
そのようなものもあればいいと思いました。

委員長 東久留米ゆかりの著者などのコレクションや郷土資料・地域資料として集め
ているものはありますか。

図書館主任 調査・資料室に古田足日さんや田端精一さんなど東久留米にゆかりのある児
童文学作家の本を集めたコーナーはあります。

委員 展示を見たことがあります。ただ漫画家は入っていなかったと思います。一
般的には手塚治虫さんや高橋留美子さんの方が有名なのかも思います。

図書館主任 関連資料など寄贈いただいたものや収集しているものもありますが、漫画は
普段から開架には出さず、イベントのときに禁帯出で出したり、展示をした
りという形で利用しているような状態です。

委員長 つまり地域資料というよりも、漫画に関して積極的に収集してこなかったパ
ックグラウンドもあって、あまり収集していないという感じでしょうか。

図書館主任 漫画自体は、「マンガのへや」という期間限定でその場で読めるイベントを開
催しているので、そのための収集はしています。郷土ゆかりの漫画家のもの
を網羅的に集めようという収集方法ではないことと、漫画に関連した一般書
という意味では手塚治虫さんや東久留米が関わっているものについては気を
付けて収集しています。

委員長 分かりました。

委員 滝山にある郷土資料室には東久留米に関する歴史のいろいろな資料があり面
白いと思います。小説などに東久留米について出ていると単行本を手元に残
したりしています。そういう住民意識もありますから、関係資料が図書館に
残っていることは心強いと思います。物語だけではなくて、農耕歌や行事の

ようなものについても簡単な映画みたいなものがありました。以前、中央図書館に小さなホールがあって上映する貴重な行事もありました。お正月の飾りやお葬式など、どんな行事が多摩に残っているか調べたものや昆虫標本の展示など、個人的にやっている方も結構いるので、そういうものに対しての資料が残っているのはいいことだと思います。

委員長 地域資料に関して難しいのが、普通に出回っている資料の中から、一場面だけが東久留米に関連するものを網羅的に調べることで、分かった中でできるだけ収集できるといいのかと思います。

委員 その連絡手段があるといいと思います。そういう資料があることを教えてくださいというコーナーがあるといいと思いました。

委員長 東久留米に関連する本や雑誌記事などの情報提供を求めるWEBフォームがあるだけでも違うと思います。今は本の目次情報ぐらいまでは新刊情報の中に入ってくるので、機械的に東久留米に関するキーワードなどをモニタリングできたり、関連するかもしれないことをあまり労力をかけずに見つけることができると思います。やはり公共図書館の役目の中で一番大きいのが地域資料の収集ではないかと思いますので、そちらに関していかに充実していくかを検討することは協議会としてもいいのではないかと思います。

委員 この間も「ウィキペディア実験室（ラボ）in東久留米」が開催されて、東久留米ゆかりの児童作家について、この部屋で実際にタブレット端末を使って参加しました。

委員長 だいぶウィキペディアのページは充実しましたか。

図書館主任 新しい記事はなかなか難しかったのですが、内容について調査したり、注釈を付けるところまで行いました。

委員長 記述が少し充実したということでよかったですね。

委員 この活動はだいぶ前からやっていますよね。

図書館主任 これまでに5回行っています。

委員長 この活動は非常に図書館と相性がいいと思います。計画としてはまだ続きますか。

図書館主任 現時点では継続の予定です。

委員 資料4の「令和4年度の選書の方向性」の「3. 基本図書（一般書）の充実」の「評価・課題」で、「利用の多い資料とのバランスにも引き続き留意する」と書かれていますが、これは利用の多い資料だからといってあまり取りすぎないようにしようという内容でいいですか。

図書館主任 その通りです。

委員 ハンディキャップ資料の利用状況はどうでしょうか。

図書館主任 今年度特別支援学級のある小学校への貸し出し用に児童向けのハンディキャ

ップ資料を増やしました。ただユニバーサルということで点字だけではなくて、障害のない子も楽しめる本をかなり入れたので、障害のある子だけが借りているわけではないのですが、貸出回数はかなり増えていると聞いています。

委員 拝見していて工夫された本があるのだなと思いました。利用者が多いのか分かりませんが、収集している努力はお見受けしました。

委員長 やはり目の不自由な方は来館が難しいので、郵送サービスなどが今までの形でしたが、今は情報機器などを使って、サピエ図書館などを利用するケースが多いので、公共図書館で対応するよりは、そのようなサービスについて案内する方がいいのかと個人的には思います。つまり自宅にいてある種の端末を使って、音声読み上げなどを利用するパターンは増えています。今はサピエ図書館にも新刊書や雑誌の類も含めてかなりのスピードで入ります。著作権法の関係もあって、それがかなり自由にできるようになってきているときに障害を持つ方への資料提供を図書館でどのようにやっていくのか、形態が変わりつつあるのかと思っています。物理的にいろいろな物を入れていくのがいいのか、それとも何か他の形があるのかということは、少し検討してもいいのかと思います。

委員 ユニバーサルという名称にもあるように、障害のない子や大人に対しての理解を深めさせることも、図書館や学校図書館の役目でもあります。

委員長 多様性ですね。いろいろな方が使いやすいという意味では、考えることが多いということはありませんね。

委員 いっぺんにというわけにはいかないと思いますし、ユニバーサル資料についての検討は、少しずつでも進めていくのがいいと思います。

委員長 機械可読形式のデータで利用者の側がその利用の仕方を選択できるような状態になりつつあるので、図書館側が障害者の方よりも分かっていないところがあります。障害者の方で情報技術を駆使する方がいるので、その方に教えてもらうぐらいの状態にもなっています。

委員 特別支援学校にはそういう方を対象としたいろいろな機器が入っていたり、さまざまな研究がされているようです。そういった情報を知ることは図書館にとってすごく意味があることかと思いました。

委員長 著作権の制度や読書バリアフリー法などの関係でもどんどん進んでいて、今出版業界も、紙の本が出版されると同時に障害者向けにテキストデータを出すようになってきています。

委員 映像を使った機器も世界的に研究されているようですね。

委員長 難しいですね。これも進み方が早いので関わっていると何となく最先端の所まで分かるのですが、関わっていないところでは、積極的に情報収集して

いかないとアップデートできないですね。

委員

その情報収集する機会というのは行政の中にはないのですか。

委員長

例えば読書バリアフリー法など、制度が変わったりすると研修のようなことはいろいろな所で機会があったりはしますけれども、忙しい日常的なルーティンの業務の中で、そちらに人を送れるかというとなかなか難しいところもあったりはします。

委員

図書館がどこまで関わられるか分かりませんが、体育大学では各支援学校に向いて研究しているので、情報を集める機会にはなると思います。

委員長

例えば多摩地域の横のつながりで、障害者向けとかバリアフリー的な研究のような情報交換みたいなものをする機会はあるのでしょうか。

委員

学校には研究会がありますよね。

委員長

学校側ですと特別支援学校などのある種コミュニティの中であって、図書館には図書館側のコミュニティが多分あるのだと思います。

図書館長

多摩の市町村では図書館長協議会の中でハンディキャップサービスの部会があって情報交換する機会があります。また、多摩六都の清瀬市・西東京市・東村山市・小平市の中でもそういった部会を作って交流しています。

委員長

本当にこの分野はものすごく進んでいます。社会の意識がこういう部分に対して高まっているので、法律も制度もどんどん充実してきています。国会図書館のデジタルコレクションに関してもOCRでテキストデータ化するとき、障害者向けのサービスにも提供することで読み上げができると、古い資料を障害者の方が使えるのでいいということでした。それから、除籍に関してですが、国会図書館のデジタルコレクションで公開されているか否かについても何か配慮するとか、確かめるみたいなことが少しあってもいいのかと思います。やはり東久留米市の蔵書数よりも多い150万点とも200万点とも言われるコレクションがデジタル化されて公開されているのであれば、あまり躊躇なく除籍できると考えるのか、デジタルコレクションで公開されていても必ずしも使いやすいわけではないので、よく利用される資料だからきちんと保持していくという判断をするのかというところで少し配慮というか、除籍対象になった資料についても簡単に調べる仕組みがあればそちらを活用してもいいのかとは思っています。いずれにせよ少し目配りをする意味で、何がしかの除籍に関する基準の中に「タマラス」というか共同保存事業についてと、国会図書館のデジタルコレクションについて何か言及があるのかと思います。あと、公共図書館と図書館向けの電子書籍サービスとの相性もありますが、ユニバーサル資料・バリアフリーといったサービスにおいては、電子書籍に関しては読み上げの機能が付いている図書館向けのサービスが多いので、そちらがうまく使えるといいという部分もあります。例えば国

会図書館のデジタルコレクションや青空文庫は機械可読形式のデータを公開しているの、そちらの活用に関しても、このユニバーサル資料・ハンディキャップサービスの所に少し案内することがあってもいいのかと思いました。

**図書館主任
委員長**

今後の課題ということによろしいですか。

はい、課題などのところで、「～の活用についても検討する」でもいいかもしれませんが、他にどうでしょうか。今日のメインは選書・除籍に関してですが、ポーンデジタル関係、つまり紙の書籍が出ないで電子書籍だけで出るような資料が今はあるわけですが、図書館向けの電子書籍サービスについては、アマゾンのキンドルなどの電子書籍サービスやスマホのアプリを想像する方が多いのですが、図書館向けのサービスはぜんぜん違うものであるところを理解してもらうのはなかなか難しいです。実質的に図書館向けの電子書籍のサービスには現在売れている本は入らないことも多いです、値段的にも普通の紙の書籍を買うよりも割高となります。紙の本は買えば残るけれども、基本的に電子書籍はサービスで、アクセス権の契約となります。公共図書館向けにはサブスクリプション契約のものが多く、お金を払い続けないとアクセスできなくなります。かなり普通に持っているイメージとは違うものです。一方で皆さんはどれぐらい電子書籍をお使いかわからないのですが、もうほとんどの新刊書で漫画と文芸に関してはキンドル本が出ていますので、あれをイメージされてしまうと困るといったところがありますので、選書に関しても電子書籍への目配りをしなくてはならないといったところの意味も難しいです。協議会の皆さんにもできれば、何かしらの図書館向けの電子書籍サービスを使っていたきたいです。学校のGIGAスクール構想の中で、一部の自治体ではそういう電子書籍サービスを導入したところもあるのですが、東久留米市の場合はどうでしょうか。

**委員
委員長**

学校に電子書籍サービスは導入していません。

かなり予算が掛かりますが、学校向けでは同時にみんなが見られるような電子書籍サービスになっているので、図書館向けとは違います。図書館向けの同時アクセスは基本1人です。そうすると誰かが使っていると使えなくなります。一方で導入している自治体の学校の話の話を伺うと子どもたちは物珍しくて、最初はタブレット端末やパソコンで見ますがすぐ使わなくなり、すぐに紙の書籍に戻るそうです。ただ選書に関しては今の時点で電子書籍の言及はすべきなのか、様子を見るのか難しい判断だと思います。少なくとも今は入っていないので、あまり積極的に入れるべきではないのかと思いますが、特にバリアフリー関係では電子書籍は強いですから、やはり目配りみたいなものは必要かもしれません。

委員 高齢者になると端末自体を持っていなかったりするので、高齢者の図書館の利用も多いことを考えると、そればかりを図書館が推進するのも少しおかしかなと思います。

委員長 実は電子書籍サービスになると、例えば同サービスを導入している自治体の市民が旅行で沖縄に行って、真夜中に自分の自治体の同サービスを使うことも可能です。つまり時間も場所も関係なくなるので、1つの自治体がやるべきサービスというところでも、あまり相性がよくありません。広域自治体、例えば東京都がやってくれれば東久留米市がわざわざやらなくていいし、もし国がやってくれれば東京都でも東久留米市でもやらなくてもいいという話です。どちらかという電子書籍を1タイトル契約するよりも、その分のお金で紙の本を5冊買った方がいいと思います。

委員 紙ならではの感触や匂いとかいろいろな思い入れもあると思います。

委員長 電子書籍は選べる範囲が狭いので、図書館にとっては結構致命的で、どの公共図書館も入れて最初は利用が伸びるのですが、そのあと緩やかに下がり、結局やめてしまったところもありますので、そういった意味では後発でいいと思います。もし充実してきて障害者サービス系など、何がしかのインセンティブが出てきたときにいろいろな自治体の事例を参考にしつつ入れればいいのかと思います。

委員 賛成です。電子書籍に関してはコンテンツが成熟するのをもう少し待ってもいいのかなと思います。

委員長 多分成熟していくのは、ビジネスモデル的に厳しいです。キンドルでは1タイトルが売ればその分だけ著者側ないしは出版社側に利益が出ますが、今の形では利用が多くても最初の契約時にお金が払われるだけなので、基本的に利用回数に制限があるモデルが今は一般的です。つまり使われる資料ほど早く制限がかかり見られなくなるサービスなのです。だから逆に紙の本に関して、選書をきちんとしていくことができればいいのかと思います。図書館長より今後の取りまとめについて説明をお願いします。

図書館長 令和4年度選書・除籍の実績評価について、別紙様式に記入していただいた内容であったり、本日の意見なども踏まえて事務局で取りまとめ、各委員確認の上、委員長一任で決定したいと考えています。

4. その他

委員長 次第4、その他に移ります。今回の議題以外に関して何かありますか。

委員 去年の8月に文部科学省から事務連絡で「北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係るご協力について」という文書が発出されていますが、これについて東京都などを通じてこちらの図書館や学校図書館担当課に連絡

があったのか、あったとしたらどのように対応したのか、なかったとしたらこの件について図書館内の選書担当等と話し合いや確認を行ったのか質問します。

図書館長

同事務連絡は、昨年12月10日から16日の令和4年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせた図書館や学校図書館における拉致問題に関する図書等の充実、またそういったテーマの展示に関する内容でした。図書館には教育委員会を通じて通知が回送されており、教育委員会で情報共有しています。図書館での対応ですが、8月に事務連絡が届き12月に展示ということで、年度当初から年間の展示スケジュールを組んで準備していますので、対応するのは難しいところがあり行っていません。図書の充実ということでは、図書館の蔵書を確認したところ、北朝鮮や拉致問題に関する図書は、図書館において一定数の所蔵があり、市民に情報提供できる状態であることを確認しました。対応としてはそういったところです。

委員

結構取り上げている新聞もあったのと、図書館協会が出している「図書館の自由に関する宣言」の再確認をしてもらえればいいのかと思っています。もう1点は、同じく去年の8月に文部科学省の総合教育政策局と初等中等教育局が各自治体の図書館と学校図書館担当課へ事務連絡で「1人1台端末環境下における学校図書館の積極的な活用及び公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携について」という文書を発出していますが、本市ではこれに関する動きはあったのでしょうか。

図書館長

東久留米市の図書館はまだ電子図書館の具体的な計画もない状態ですので、連携ということはありません。

委員

GIGAスクール関係で端末1人1台は本市では実現したのですか。

委員

実現しています。

委員

それをどう使っていくかというところだと思うのですが、調べ学習には図鑑や事典類は確かに電子版でできるかというのかとは思いますが、なかなか大変だと思います。それを公共図書館に入れておいて、その自治体の学校で使うような意図なのか、同事務連絡からは詳しくは分かりませんでした。

委員長

図書館向けの電子書籍サービスは、基本的に同時アクセス数は1件なので、契約で同時アクセス数を増やすことはできますが、大変お金が掛かるので、学校の児童生徒向けに使うことは、あまり想定できないのかなと思います。もし使うのであれば児童書の類をパックにして同時アクセス数の制限をなくしたような特別なサービスやオンラインデータベースの類、参考資料の類ですね。

委員

いろいろと始まってはいるような感じではあったのですけれど。

委員長

公共図書館がやるべきなのか、学校のネットワークの中でやるべきなのかな

かなか難しい中で、国が現場のことをどこまで分かっているのか、電子書籍サービスに関してもどこまで分かっているのかなという気がします。東大阪市や帯広市の電子図書館の事例が紹介されているのですが、少なくとも今、東久留米市に関しては電子書籍サービスが公共図書館にはないので連携はないのですが、GIGAスクール構想の中で、多分いろいろな活用方法を模索しているのではないかと思います。

委員

GIGA端末の場合は学校内のLANや市の予算の問題もあり、基本的に構想としては個別最適化の学びということなので、個人でアクセスができて自由に勉強することが大構想の中にはあると思うのですが、まだ端末の扱いから始まっていることなので、そこまではなかなか難しいのではないかと思います。

委員長

他に何かありますか。

委員

市内にポスターを貼って、1月31日まで図書館のアンケートをしていますね。今までになかった試みで、図書館の利用促進のPRという意味でもいいと思います。集計が大変だと思いますが、よろしくお願いします。

中央図書館長

東久留米駅、ひばりヶ丘駅をはじめ、市内の行政施設など30カ所の拠点にポスターを貼りました。また、市内の小・中学校でアンケートを実施して、現在3590名の回答をいただいています。その中で10%ぐらいが図書館には行ったことがないという回答でした。調査結果は次年度の1回目の協議会で報告したいと思います。

委員長

楽しみにしています。

図書館長

今回のアンケートを学校で取るに当たり、学校にGIGA端末の活用やご指導いただきありがとうございました。結果がまとまりましたら報告します。

委員長

他に何もなければ、令和4年度の第3回の図書館協議会を終了します。